

男性の賃金に対する女性の賃金の割合（％）

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性賃金の割合)
全労働者	77.8 %
正社員	96.9 %
パート・有期社員	145.1 %

【付記事項】

- ・ 対象期間 : 第29期（令和4年10月1日～令和5年9月30日）
- ・ 正社員 : 月給者で雇用期間の定めのない者（休業中の者対象とした）
- ・ パート・有期社員 : 契約社員、アルバイト、パートが該当（勤務がない者も対象とした）
- ・ 賃金 : 通勤手当を除く

※全労働者での賃金差異割合が低いのは、女性パート人数が多いため